不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠このような改造は不正改造です。

❶ 基準不適合マフラーの装着／消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。

❷ 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

❸ タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。
また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

❹ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付

（貼付状態で可視光線透過率70%未満）

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

❺ 基準外ウイングの取り付け

車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

❻ A.荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設
B.突入防止装置の切断・取り外し
C.大型後部反射器の取り外し

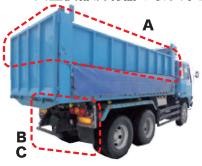

❼ 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取り外し

不正改造車 迷惑黒煙車 通報連絡先

不正改造車を見かけたら
● 車両のナンバー
● 不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車を排除する運動 ホームページ

あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。

- 不正改造車の使用者　整備命令の発令
- 不正改造の実施者　6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会　後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省　協力／独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

（一社）日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、（一社）日本自動車工業会、（一社）日本自動車部品工業会、（一社）日本自動車車体工業会、（公社）日本バス協会、（公社）全日本トラック協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会、（一社）日本環境協会、全日本自動車部品卸売協同組合、（一社）日本自動車タイヤ協会、（一社）全国軽自動車協会連合会、（一社）全国自家用自動車協会、（一社）日本自動車連盟、（一財）自動車検査登録情報協会、（一社）日本自動車会議所、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一社）全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、（一社）自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、（一社）日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、（一社）全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、（一社）日本 RV 協会

www.tenken-seibi.com

⚠不正改造チェック項目

乗用車

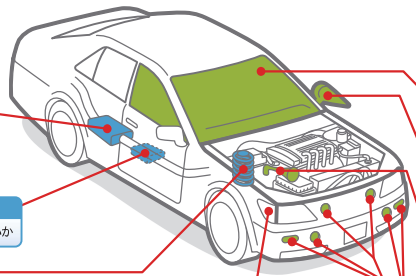

消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

サスペンション
○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯
○白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯
○白色であるか

後退灯
○白色であるか

尾灯
○赤色であるか

制動灯
○赤色であるか

方向指示器
○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器
○赤色であるか

ウイング
○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならないか 等

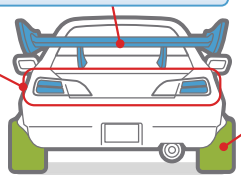

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー
○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス
○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー
○鋭利な突起がないか
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警音器
○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯
○白色又は淡黄色であるか　○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火
○赤でないか　○点滅しないか
○光度300cd以下であるか

タイヤ
○回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡
○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

貨物車

回転灯
○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けていないか
○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けていないか

禁止灯火
○走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

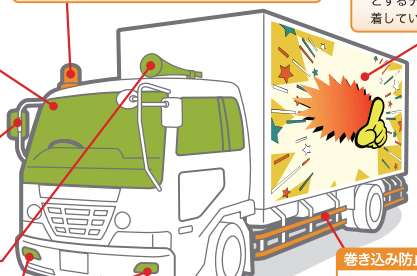

巻き込み防止装置
○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）
○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか

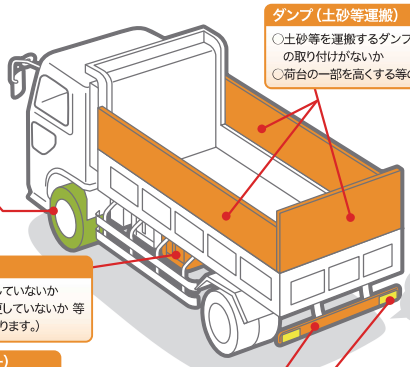

ディーゼル車の原動機
○黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装
○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等
（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）
○規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置
○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器
○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

二輪車

消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

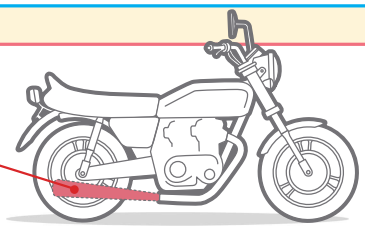

⚠不正改造は犯罪です！